

Shonan Yellow Peace クラブ規約



第1章 総則

第1条 名称

本クラブは、Shonan Yellow Peace(松南イエローピース)という。

第2条 種目

バスケットボール

第2章 目的と活動

第3条 目的

本クラブは、中学生が生涯にわたりスポーツ活動等の活動に親しむことができる環境を整備し、中学生の心身の健全な育成と、バスケットボールの技術の向上を図ることを目的とする。
具体的に、次のような育成を目指す。

<技術面>

・バスケットボールの個人技術、集団戦術、中学生の成長にあった体力の強化。

<行動面・精神面>

- 1) 礼儀・マナーを大切にする。(あいさつ、返事、常識ある行動)
- 2) 自ら気づいて行動する姿勢を大切にする。(準備・片付け、活動中の場面で)
- 3) 仲間との関わり方(笑顔、励まし、厳しさ)や周りへの感謝の気持ちを大切にする。
- 4) 目標に向けて全力で取り組み、粘り強く、直向きなプレーを大切にする。
- 5) 常に向上心を持ち、チャレンジ精神を大切にする。

第4条 活動

本クラブの活動は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」長野県の「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」および「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に適合した活動とし、具体的に、次の事業を行う。

- 1) バスケットボールの技術指導
- 2) 練習または練習試合(地域を問わない)の計画、指導
- 3) 中体連主催の大会、リーグ戦、U-15 選手権、松本 BB 教室などへの参加
ただし メンバーの意向や状況も考慮する
- 4) クラブ員、保護者相互の親睦

第5条 活動場所

原則として松本市の体育館で行う。(筑摩野中学校 体育館 予定)

- ・平日は月、金の19:00~21:00(R6は寿台体育館、内田体育館、明善小体育館など)
- ・休日は基本的に土・日のどちらか半日(1日)とする

第6条 活動時間

- ①本クラブの活動時間は、長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針に準じて、週当たり2日以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に各種大会への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮するものとする。
- ②1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は、3時間程度とする。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、参加者の負担とならないよう配慮するものとする。

第7条 送迎

- ①練習への参加、練習から帰宅までの送迎は、保護者の責任において行う。
- ②遠征で送迎していただいた車には、ガソリン代、高速代を補助する。
(1km=30円、高速代は全額、宿泊を伴う遠征時は1泊5,000円を補助する)

第8条 購入品

- ①チームで揃えたユニフォームを購入する。
- ②Tシャツ、ロンT、プラクティスパンツ、ジャージ、ウィンドブレイカーなどは、希望購入とする。
- ③練習や試合のUPで使うボールは各自購入し、持参する。

第3章 会員

第9条 会員

本クラブは松本市の中学校に所属する1年生から3年生までの生徒を対象とし、クラブの目的・規約に賛同し保護者の同意を得たもので、本クラブ代表が入会を認めたものとする。

※小学生5、6年生で希望する児童についても参加を認める。(クラブの目的・規約に賛同する)

第10条 入会

入会は随時受け付け、クラブ加入申込書(様式1)をクラブに提出し、承認を得る。

※継続入会する場合も、基本的に入会手続きを行う。

第11条 会費

- ①会費は月会費とし、クラブが定める会費の金額および納入方法に沿って支払うものとする。
 - ・入会時に5,000円(入会金2,200円+月2,000円+保険加入費800円)を徴収する。
 - ・翌月から、基本的には月3,000円を集金するが、積立残金を確認しながら調整して集金する。交通費は個人負担とする。
- ②会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。
- ③大会の参加費および遠征費や備品等の購入について、会員から別途徴収することができるものとする。
- ④会費の納入が1カ月以上遅延した会員は退会対象とする。

第12条 退会

会員はクラブ退会届(様式2)をクラブに提出し、任意に退会することができる。
ただし、退会する月の会費の返金を行わないものとする。

第13条 除名

会員がクラブの目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったときは除名することができる。

第4章 指導者

第14条 指導者(スタッフ)

本クラブの指導者は下記の者より構成する。(状況により、指導者の追加や変更もありうる)

- ・メインコーチ 中村 芳晃
- ・アシスタントコーチ 吉田 恭恵、有賀 功、小松 正芳
- ・審判サポートコーチ 佐々木 菜穂
- ・会計 (中村 芳晃)

第15条 責務

- ①クラブの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。
- ②競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、会員同士や会員と指導者等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

第16条 資格

指導者はクラブにおいて定める資格要件を満たす必要がある。また、大会参加にあたっては、資格を必要とする場合においては、該当資格の取得を推奨するものとする。

第17条 研修

クラブの指導者は、研修プログラムを受講しなければならない。ただし、JSPO(日本スポーツ協会)公認スポーツ指導者資格等の有資格者でクラブが認める場合には、この限りでない。

第5章 組織

第18条 役員

本クラブは、次の役員を選任する。役員は、会員相互の互選によって選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。また、役員及び会員は、クラブの目的達成のために、指導者と協力して活動することを義務とし、報酬を要求してはならない。

- ・会長1名
- ・副会長1名
- ・運営委員 必要な人数(各学校保護者代表とする)

第19条 会議

本クラブは、役員会・総会を置くものとする。

- ・役員会は、随時とるものとし、総会は、年1回開催する。
- ・会長が必要としたときに、臨時総会を開くことができる。

<役員会>

- 1) 臨時総会を開催するいとまのない場合において地域クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。
- 2) クラブの活動を把握し、クラブの目的達成のため支援する。
- 3) 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

<総会>

- 1) 時期、場所、議題等については役員会において決定する。
- 2) 会員の3分の2をもって成立する。
- 3) 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 事故の責任

第20条 事故の責任

会員はクラブの活動に際してはクラブ諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こってもクラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

第21条 保険の加入

練習参加途中や練習から帰宅途中、練習中での傷害を補償させるために、クラブ会員および指導者が、スポーツ安全協会の<スポーツ安全協会傷害保険(賠償責任保険付)>(略称スポーツ安全保険)へ加入する。保険料は入会時に徴収する。
ただし 4人以上でないと加入できないので、その場合は、個人でお願いする。

第7章 会計

第22条 会計

- ①本クラブの経理は、会計が管理する。
- ②会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- ③公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

第8章 個人情報の管理

第23条 個人情報

- ①クラブは活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用することができる。
- ②クラブは、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。
 - 1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合
 - 2) 法令等により開示・提供が求められた場合
- ③クラブの指導者、会員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

第9章 クラブの解散・その他・細則

第24条 クラブの解散

本クラブの解散は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする事業の成功の不能
- 3) 会員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産

第25条 その他

この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は総会又は役員会の決議により定める。

(附則)

この規約は、令和7年4月1日から施行する

<Shonan Yellow Peace クラブ運営方針>

令和6年4月

1 活動目標

中学生の心身の健全な育成と、バスケットボールの技術向上を図り、さらにチームとして強化し、少しでもできた・勝ったという喜びを経験し、選手たちが立てた目標を達成できるような活動を行う。

2 目指す選手像

- ・バスケットボールを愛し、「バスケットボールをやってみたい」「もっと技術を向上させたい」等、向上心・チャレンジ精神・やる気を持ち、主体的に取り組む選手。
- ・礼儀やマナーを身につけ、仲間を大切にしながら、ともに切磋琢磨できる選手。

3 育てたい力

<技術面>

- ・バスケットボールの個人技術、集団戦術、中学生の成長にあった体力の強化。

<行動面・精神面>

- ①礼儀・マナーを大切にする。(あいさつ、返事、常識ある行動)
- ②自ら気づいて行動する姿勢を大切にする。(準備・片付け、活動中の場面で)
- ③仲間との関わり方(笑顔、励まし、厳しさ)や周りへの感謝の気持ちを大切にする。
- ④目標に向けて全力で取り組み、粘り強く、直向きなプレーを大切にする。
- ⑤常に向上心を持ち、チャレンジ精神を大切にする。

4 地域クラブ活動の活動内容

(1) 指導方針

- ①地域クラブ活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、バスケットボールを通して、子どもの資質・能力の向上を図る。
- ②「バスケットボール」という競技性の楽しさを伝えることができる指導を心がける。

(2) 指導者

- ・メインコーチ 中村 芳晃
- ・アシスタントコーチ 吉田 恭恵、有賀 功、小松 正芳
- ・審判サポートコーチ 佐々木 菜穂

(3) 適切な休養日及び活動時間の設定

- ①活動時間は、週当たり2日以上休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に各種大会への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮するものとする。
- ②1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は、3時間程度とする。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、参加者の負担とならないよう配慮するものとする。
- ③平日は月、金の19:00~21:00(寿台体育館、内田体育館、明善小体育館など)休日には基本的に土・日のどちらか半日(1日)とする

(4) 大会の参加

- ・中体連主催の大会、リーグ戦、U-15選手権、松本BB教室などへの参加
- ※ただしメンバーの意向や状況も考慮する

